

日本臨床工学技士連盟組織運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、本連盟の組織運営において必要な事項を定め適正に運用することを目的とする。

(入会手続き)

第2条 規約第3条に基づき、連盟に入会しようとする者は、規約第5条により、以下の手続きを行う。

2 会員とは、一般会員、団体会員、レガシー会員および学生会員とする。

3 一般会員

- (1) 日本臨床工学技士連盟のホームページから必要事項を入力し登録を行う。
- (2) 入会日は、入会手続きが完了した日とする。
- (3) 会員は入会手続き完了後、正当な理由なく連続2年以上会費を滞納した場合、会員資格を喪失する。
- (4) 会員は入会手続き完了後、退会手続きを取るまでは会費を支払う義務がある。滞納した場合、事務局は退会決定日から遡って請求することができる。

4 団体会員

- (1) 都道府県技士会毎に、連盟入会の意思のあるものを団体会員として登録を行う。
- (2) 団体会員登録は12月末までとし、入会日は翌1月1日とする。
- (3) 入会手続きは都道府県技士会が代行し、会員資格は当該年の1月1日から12月31日とする。
- (4) 都道府県技士会は団体会員登録時に会員名簿提出日と会費納入日を届け出る。

5 レガシー会員

- (1) レガシー会員は、臨床工学技士の発展と資質向上に貢献し、長年にわたり連盟または技士会に所属していた65歳以上の者を対象とする。
- (2) 日本臨床工学技士連盟または日本臨床工学技士会に1年以上の会員歴があることが必要とされ、意思表示に基づき登録を行う。
- (3) レガシー会員の会費は無料とし、最新の情報を定期的に提供するなど、会員の権利は一般会員と同等とする。

6 学生会員

- (1) 学生会員は、臨床工学技士養成校に在学中の学生、または卒業後に就業せず修士・博士課程に在籍している者を対象とする。
- (2) 学生会員の会費は無料とし、最新の情報を提供するなど、会員の権利は一般会員と同等とするが、役員選出対象からは除外する。

(3) 学生会員は卒業後、速やかに正会員への移行手続きを行う。

(退会事由及び手続き)

第3条 一般会員は、ホームページやメール、電話などの手段を通じ事務局へ退会の旨を届けることにより、任意に退会することができる。

2 規約第6条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

4 団体会員は、都道府県技士会に退会の旨を届けることで12月31日に退会することができる。

5 団体会員は入会手続きを行った都道府県技士会から退会した場合には第3条4項と同等の扱いとする。

6 団体会員が他の都道府県技士会に移籍する場合、移籍先で団体会員手続きが行われていれば、次年度から団体会員として入会できる。

7 レガシー会員および学生会員は、事務局へ退会の意思を届け出ることで、任意に退会することができる。

(再入会)

第4条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて3条に定める入会申込書の提出を求めるものとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第3条の規定により、理事会において再入会の可否を決定し、申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り再入会を認めない。

(会員の義務と権利)

第5条 会員は、会費負担金の納入及びこの連盟の事業に協力する義務を有するとともに事業への参加及び運営に対する意見を述べる権利を有する。

2 会員はホームページやメール、各都道府県担当者経由などの手段を通じ、理事会へ意見を述べる。

第2章 補 則

第6条 この規程の施行に関し必要な規程は、理事会の議決を経て定める。

第7条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

会費規程

第1条 この規程は、規約第23条の年会費についての必要事項を定めるものとする。

第2条 会員の入会は0円とする。

第3条 一般会員の年会費は年3,000円とする。

2 団体会員の年会費は500円とする。

3 団体会員の年会費は都道府県技士会が代行徴収をおこなう。

4 都道府県が代行徴収した会費は登録時に届け出があった期日までに納入する。

5 レガシー会員および学生会員は会費を無料とする。

第4条 この規程を改正する場合は、理事会の議決得なければならない。